

無線システム普及支援事業費等補助金(共聴施設整備事業)

山間部等においてデジタルテレビ放送を受信するために共聴施設を改修、新設、ケーブルテレビへの移行をする者に対して国がその整備費用の一部を補助。

1 補助スキーム

(1) 有線共聴施設及び無線共聴施設の場合

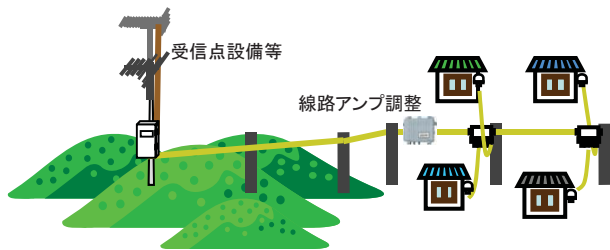
- ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
- イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ウ 補助対象
 - ・ 有線共聴施設：受信点設備の移設費、改修費等
 - ・ 無線共聴施設：受信点設備、有線伝送路、送信設備等
- エ 補助率：既設共聴施設を改修する場合 → 1/2
 新たな難視地区において
 共聴施設を新設する場合 → 2/3
 (ただし、1kmを超える伝送路整備は10/10)

(2) ケーブルテレビへの移行

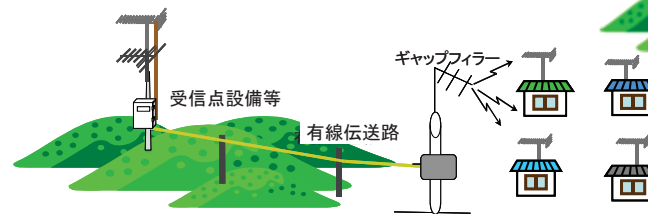
- ア 事業主体：市町村又は辺地共聴施設の設置者
- イ 対象地域：山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ウ 補助対象：ケーブルテレビへ移行する場合の初期費用及び既設施設の撤去費用
- エ 補助率：1/2

有線共聴施設・ケーブルテレビへの移行の場合は、各世帯当たりの負担が3万5千円を超える場合が補助対象

【有線共聴施設】



【無線共聴施設】



【ケーブルテレビへの移行】

